

## 学校と明石こどもセンターとの連携について

本年4月に明石こどもセンター(児童相談所)が開設されました。それに伴い、学校と明石こどもセンターは虐待の早期発見・早期対応を図るために以下のように連携し、より早い支援の実施につなげてまいります。

### 1 児童虐待等に関する教職員研修の実施

虐待等に対する教職員の「気付き」を得る力を高めるための研修等を引き続き実施します。

#### (1) 新規採用教職員研修等の実施

- ・子どもを取り巻く課題の解決に向けた態度を育成する「まちづくり研修」(市独自)を実施。

#### (2) 校長等研修会の実施

- ・学校長を対象に児童虐待対策及びチェックリストの活用等に関する研修会を実施。
- ・教頭会及び生徒指導担当者会にて、児童虐待対策に関する研修を実施。

#### (3) 校内研修の実施

- ・明石こどもセンター等との連携の重要性について、校長が全教職員に対し校内研修を実施。

### 2 通報ルールの確立

#### (1) 児童虐待チェックリストの作成

校長、教頭や担任等の主観によらず、客観的に児童虐待の可能性を把握するチェックリストを新たに作成しました。

〈チェックリストのポイント〉

- ・教育委員会と子育て支援課(現明石こどもセンター)の協議に基づき作成。

#### (2) 通報ルールの確立

校長、担任、SSW等が「気付き」を得た児童生徒について、チェックリストとの照合を行い、学校から明石こどもセンターへの通報等を確実にを行います。

##### ① 「チェックリストの項目に該当する児童生徒」の場合

- ・明石こどもセンターへ情報提供(通報)するとともに、児童生徒支援課に報告することを学校に義務付けます。

##### ② 「いずれの項目にも該当しない児童生徒」の場合

- ・何か気になる状況があれば、学校から児童生徒支援課に相談します。

### 3 学校・児童生徒支援課と明石こどもセンター等との情報共有

#### (1) 児童生徒支援課と明石こどもセンターとの情報共有

- ・チェックリストに該当した児童について、随時情報共有します。
- ・その他、現在と同様にこどもすこやかネットの枠組みを利用し、関係機関どうしの情報交換を定期的に行います(毎月1回程度)。

#### (2) 学校と明石こどもセンター等との情報交換

- ・学校と明石こどもセンターとは、当該児童生徒の支援に際し、臨時実務者会議や児童状況確認票等を活用し、お互いに情報共有・連携します。

### 4 確実な支援

#### (1) 相談窓口の設置

- ・チェックリストのいずれの項目にも該当しないものの、学校現場として気になる児童生徒への対応等に係る相談窓口を、児童生徒支援課に設置しています(従前から継続)。

#### (2) 専門スタッフの活用

- ・教育的な支援が必要と判断された場合、あるいは学校現場から相談があった場合、児童生徒支援課は、必要に応じてSCやSSWによる当該児童生徒への支援を学校とともにを行います。
- ・緊急性を要する場合などは、SCやSSWから明石こどもセンターに通報することもあります。

#### (3) 一時保護された児童生徒への支援

- ・一時保護された児童生徒について、従前の学校に通学できるよう学校現場と明石こどもセンターとが連携しながら支援します。